

再生可能エネルギー等からの電力購入単価

1 適 用

この再生可能エネルギー等からの電力購入単価は、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）」にもとづき、再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備でない契約発電設備から発生する電力を当社が購入する場合に適用いたします。

2 料 金

料金は、その1月の受給電力量に次の受給電力量料金単価を適用して算定いたします。

受給電力量料金単価（1キロワット時につき）	7円00銭
-----------------------	-------

（注）この単価には、消費税等相当額（10％）を含みます。

（注）この単価には、非化石価値を含みます。

ただし、2026年11月検針の翌日以降に発生する料金について、料金の算定期間の末日時点における受給最大電力が10キロワット以上の場合、受給電力量料金単価に次の調整料金単価を加えます。

調整料金単価（1キロワット時につき）	0円61銭
--------------------	-------

（注）この単価には、消費税等相当額（10％）を含みます。

（注）契約発電設備が2023年度以前に再エネ特措法第9条第4項に定める認定を受け、再エネ特措法に定められた交付期間の適用を受ける場合、その交付期間内に発生する料金について調整料金単価を加算いたしません。

なお、当該供給区域における一般送配電事業者により系統連系受電サービス料金等の単価が改定された場合、当社は、当該改定後の託送料金平均単価に準じて、調整料金単価を変更いたします。

3 実施期日

2026年11月1日から実施いたします。

以 上